

vol.2208

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

任意後見制度をご存じですか

[contents]

- ◆ 成年後見制度（①法定後見制度 と ②任意後見制度）
- ◆ 任意後見制度のメリットとデメリット



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル2F
TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

任意後見制度をご存じですか

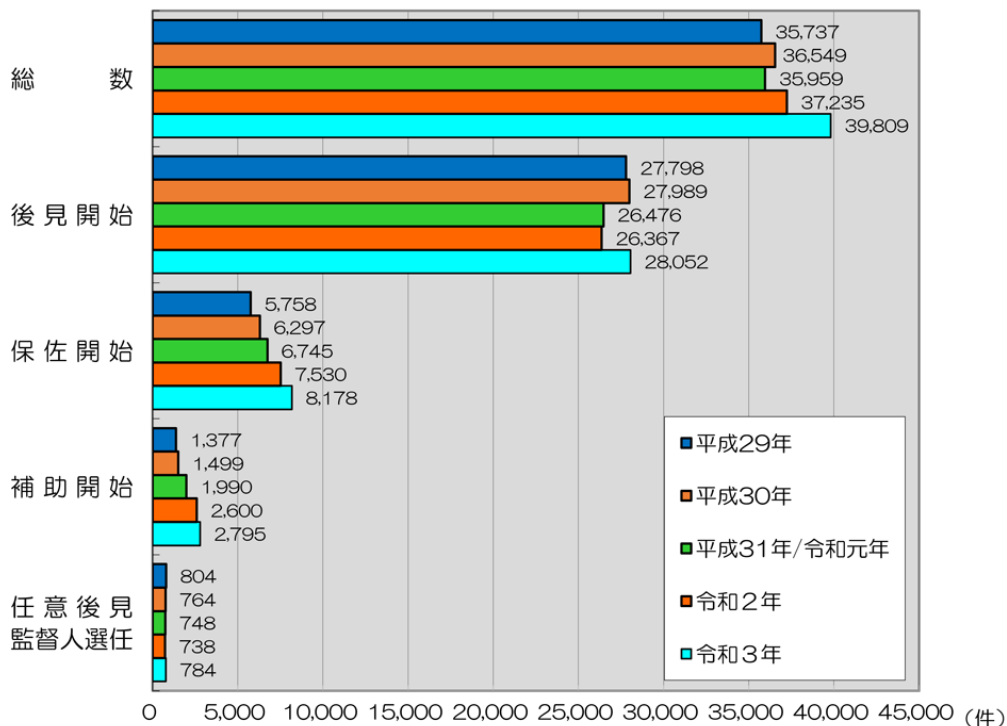
1. はじめに

日本において長寿化がますます進行するとともに、認知症により判断能力が不十分となる方は増加しています。認知症以外の場合でも、知的障害・精神障害によって、意思決定が困難となる方もおられます。

事前準備なくこのような状態になった場合、不動産や預貯金等の財産を管理し、必要な福祉サービスや医療を受けることが難しくなります。判断能力が低下した人を法律面で支えるのが後見制度です。後見制度は、大きくわけて「法定後見制度」と「任意後見制度」があり、「法定後見制度」は本人の判断能力の程度により、付与される権限が異なる「後見」「補佐」「補助」の3つに分かれます。

「法定後見制度」の過去5年の利用総数は下図のように高水準で伸びています。一方で今回ご紹介する「任意後見制度」は「法定後見制度」に比べて利用件数が少ないのが現状です。しかし、「任意後見制度」は活用の可能性の高い制度です。

(資料1) 過去5年における申立件数の推移

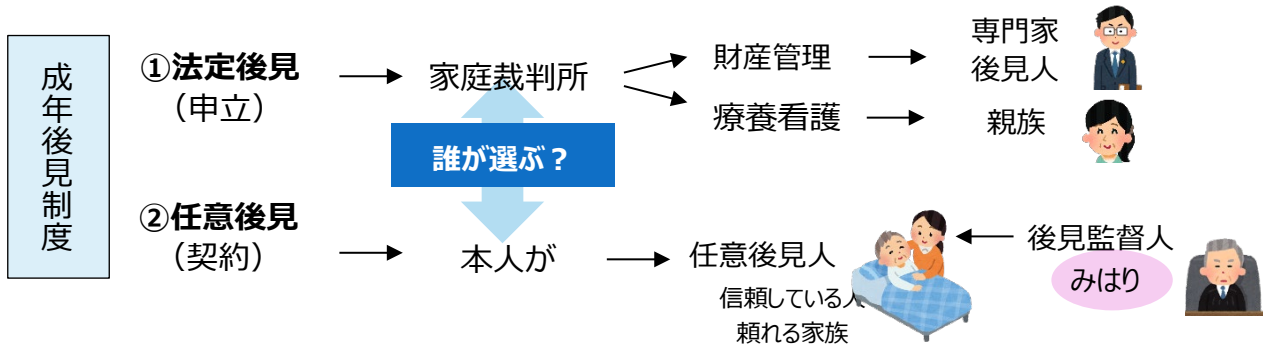


(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

成年後見関係事件の概況 —令和3年1月～12月(最高裁判所事務総局家庭局)より

2. 成年後見制度（①法定後見制度 と ②任意後見制度）

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方を保護し、支援するために、家庭裁判所を通して「サポートする人」を選ぶ制度です。この制度には、本人の判断能力に応じて2つの方法があります。



① 法定後見制度

すでに判断能力が落ちてきている人に、裁判所がサポートする人を選ぶ制度です。

今回は「法定後見制度」のうち、利用者が多い「後見制度」について説明します。

後見開始は家庭裁判所への申立てによって行われますが、申立ては親族による場合の他に市区町村長による場合が多くなっています。

なお、後見人の候補者を立てて成年後見の申立てをしても、最終的には裁判所が決定することになります。弁護士や司法書士などの専門家が後見人として選出されることもあります。専門家が後見人に選任された場合、管理財産額に応じ、毎年報酬が発生します。

後見人が選任されると、本人を代理して療養看護・財産管理に必要な法律行為を行います（代理権）。例えば、介護保険サービスの契約、施設入居の契約などです。本人は日用品の購入など日常生活を営むのに必要な行為のみできるとして、それ以外の行為をした場合には、後見人がこれを取り消すことができます（取消権）。

② 任意後見制度

本人に判断能力があるうちに、自分が選んだ人（任意後見人）との間で、公正証書で契約（任意後見契約）を結ぶ制度です。自分の判断能力が衰えてきた場合に、代わりにしてもらいたいことを決めておきます。任意後見契約は公証人の嘱託により登記されます。

誰を任意後見人として選ぶか、その任意後見人に自分に代わってどのような仕事をしてもらうか、どのような事柄について代理権を与えるかは、ご本人と任意後見人になる人との話し合いにより、自由に決めることができます。任意後見人の報酬を定めるか、無報酬とするかも当事者の合意で定めることができます。

任意後見人として財産管理等を行うのは、ご本人の判断能力が低下した状態になってからになります。具体的には、任意後見人を引き受けた人や親族の申し立てにより、家庭裁判所が「任意後見監督人」の選任をしたときから、ということになります。任意後見監督人に対する報酬は家庭裁判所が決定し、任意後見人が管理する本人の財産から支出されます。

3. 任意後見制度のメリットとデメリット

法定後見制度と比較しての最大のメリットは、自由に後見人を選べることです。法定後見では、裁判所が選任する後見人と面識がないこともありえます。

本人の判断能力があるうちに、ご自身が信頼できる方に判断能力がなくなったあとの財産の管理や保護を任せることができます。

また、法定後見は療養看護・財産の管理に必要な最小限の法律行為のみが認められますが、任意後見では任意後見契約でさらに範囲を広げることが可能です。

後見人による代理が可能な行為も任意後見契約によって定めることができます。例えば、本人名義の不動産の売却や不動産登記手続についても、施設入所費用や医療費を捻出するため等の本人の生活のためのやむを得ない理由があれば認められます。

費用の面では、財産管理額に応じて任意後見監督人報酬がかかりますが、「後見制度」において専門職が成年後見人となった場合に比較して半額程度（月額 1 万円～3 万円）が目安となります。（平成 25 年 1 月 1 日東京家庭裁判所立川支部「成年後見人等の報酬額のめやす」より）

デメリットとしては、任意後見人に本人の行為の取消権がないことが挙げられます。そのため、本人がだまされて被害にあったような場合でも、意思判断能力の低下を理由として取り消すことはできません。

成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）自体は、本人のために財産を維持することを目的とし、したがって、支出は本人のために必要なもののみに限られています。

このため、賃貸不動産の取得等の積極的な資産運用や、生前贈与継続などはできないこととなります。

5. 最後に

今回は、成年後見制度（法定後見制度と任意後見制度）についてご紹介しました。

法定後見制度以外は、本人事情により様々な内容が考えられ、個別に詳細な検討が必要となります。また、同時に遺産相続に関しても検討する良い機会となります。

現状では利用者の少ない「任意後見制度」ですが、任意後見契約は、将来判断能力が低下したときの備えとして結ぶ契約です。

弊社では任意後見契約、遺言書作成について豊富な実績があり、ご相談も受けさせていただいておりますので、関心を持たれた方は担当者へご連絡下さい。

執筆者 影山 貴俊